

(財) 産業廃棄物処理事業振興財団

平成 23 年度事業計画

産業廃棄物の処理施設の整備に必要な資金の融通の円滑化、その他の産業廃棄物の処理に係る事業の振興措置等及び事業者による産業廃棄物の適正な処理の確保を図るための自主的な活動を推進するため、下記の事業を行う。

I 債務保証事業

1. 産業廃棄物の処理に係る特定施設の整備の促進に関する法律に基づく特定施設の整備事業に関わる債務保証の申し出に対しては、従来からの方針通り積極的な対応を図る。
2. 民間処理業者が行う産業廃棄物処理施設の近代化・高度化等に関わる債務保証の申し出に対しては、外部専門家を活用して①経営及び事業収支性調査、②技術調査、③社会・公共性及び市場調査を実施し、
ア. 事業収支計画・返済財源の妥当性
イ. 投資規模の妥当性及び金融機関の支援姿勢
など、十分な審査を行うことにより、質の高い産業廃棄物処理施設の建設推進と健全な処理業者の育成に資する運営を行う。
3. 既往債務保証先については、営業報告書の分析チェックと計画的に実施するフォロー訪問調査の結果を踏まえて、債権分類の見直しを行い債権管理の徹底を図る。
なお、フォロー訪問調査には、必要に応じて外部専門家に参加を依頼する。

II 助成事業

産業廃棄物の処理に関する新しい技術の開発や技術開発による起業化など、新規事業に努力している産業廃棄物処理業者及び「農林漁業有機物資源のバイオ燃料の原材料としての利用の促進に関する法律」に係る認定研究開発事業者に対して、技術開発及び処理技術研究開発による起業化並びに高度技術を利用した減量化・再生処理施設の設置などに必要な資金を助成する。

III 振興事業

1. 産業廃棄物処理業優良化推進事業
平成 17 年度より始まった産業廃棄物処理業者の優良性評価制度は平成 22 年

度をもって廃止され、今年度から新たに「優良産廃処理業者認定制度」が施行・運用される。引き続き、優良業者としての認定を受ける処理業者が増大するよう、全国的普及に注力する。

情報開示システムを用いた情報公開の普及を図り、優良認定を目指す処理業者を支援するとともに、排出事業者等が情報内容をより円滑に把握し、処理を委託する業者の選定が容易になるようにシステムの改善や啓発活動等に努める。

また、本事業の実施に当たっては、引き続き(社)全国産業廃棄物連合会、(財)日本産業廃棄物処理振興センターとの連携並びに(社)日本経済団体連合会等との協力により推進する。

2. 人材開発業務

昨年度に引続き、産業廃棄物処理業の経営者並びに管理者層を対象に「産業廃棄物処理業経営塾」を開講し、次代の産業廃棄物処理業・資源再生業の中核的担い手となるべき人材の育成に努める。

3. 廃棄物処理センター関連調査

環境省が調達する廃棄物処理センター関連調査委託業務につき、積極的に受注を図る。

IV 適正処理推進事業

1. 不法投棄等産業廃棄物適正処理推進等事業

(1) 廃棄物処理法に基づく産業廃棄物不法投棄等の支障除去等支援事業に対する協力(3/4支援事業)

平成9年改正廃棄物処理法の施行日(平成10年6月17日)以後に不法投棄された産業廃棄物について、その撤去等支障除去措置を講じようとする都道府県等から協力要請があったときは、適正処理推進基金(国の補助金及び産業界等からの拠出金で造成)により協力をを行う。

なお、産業界等からの現行での基金の拠出スキームが平成24年度までとなったことから、環境省の行う新しい基金のスキームの検討に積極的に参画し、適正処理推進センター業務の円滑な事業の継続を図る。

(2) 産廃特措法に基づく産業廃棄物特定支障除去等支援事業に対する協力(産廃特措法支援事業)

平成9年改正廃棄物処理法の施行日前(平成10年6月16日以前)に不法投棄された産業廃棄物について、「特定産業廃棄物に起因する支障の除去等に関する特別措置法(「産廃特措法」)」に規定する特定支障除去等事業を実施する都道府県等から協力要請があったときは、適正処理推進基金(国の補助で造成)

により必要な協力を行うとともに、起債事業についても必要な協力を行う。

なお、産廃特措法が10年間の時限立法であり、事業終了期限が平成24年度末と迫っているが、今後、期限延長等の議論も踏まえて、環境省と協議のうえ事業の円滑な推進方策を検討する。

(3) 不法投棄防止対策等推進事業

1) 不法投棄未然防止対策

不法投棄の未然防止対策を推進するため以下の事業を実施する。

ア. 不法投棄未然防止対策

適正処理推進基金を有効活用するために不法投棄未然防止対策についての取り組みを継続的に検討していくとともに、事業者による産業廃棄物の適正な処理の確保を図るための自主的な活動の推進に資するため、事業者等に対する助言、指導、情報の提供等を行う。

イ. エコアラームネット事業

都道府県等における不法投棄の未然防止・早期対応活動を支援するための情報管理システム「エコアラームネット」を平成19年度から運用を行っている。平成22年度は、都道府県等に対しては、利用料を無料にすることにより利用拡大と情報連携の強化を図った。今年度も引き続き利用拡大に努める。

2) 環境省不法投棄等関連事業

産業廃棄物の適正処理推進・不法投棄撲滅を図るため、環境省が調達する関連業務につき、積極的に受注を図る。今年度の調達案件としては、次の業務を予定している。

ア. 不法投棄等事案対応調査支援事業

都道府県等からの要請により、具体的不法投棄等事案への対応に関し、法律・企業会計・対策工法等の専門家から成るチームを編成して適宜現場に赴き、対応策について助言等の支援を行う。

イ. 地方環境事務所によるセミナー等事業

環境省の各地方環境事務所が開催する都道府県担当職員向けの不法投棄防止セミナー等について支援する。

ウ. 循環型社会形成推進科学研究費補助金による支障除去方法の研究

評価方法が確立されていない不法投棄等の堆積廃棄物層の斜面安定性の評価方法について、平成22年度～24年度に学識経験者等と共同で研究する。

エ. 汚染土壌の適正運搬、処理推進等調査

工場跡地や建設現場から搬出される汚染土壌について、不適切な処理が顕在化してきているなかで、汚染土壌に関する適切な運搬、処理、再生利用等の方策やその徹底方法等について調査する。

(4) 適正処理推進支援事業

- 1) 事業者向けの啓発活動として、産業廃棄物に関する実態や行政施策等に関する小冊子を頒布する。
- 2) 汚染土壌の適切な処理の推進のため、運搬事業者等向けに法制度等に関する講習等を実施する。
- 3) 産業廃棄物の適正処理推進上のボトルネックになっていることが指摘されている末端の建設従事者を対象とした建設副産物の適正処理・リサイクルの徹底に向けた講習等を実施する。

(5) 災害廃棄物の適正処理検討等業務

東日本大震災での津波により、従前より保管されていたPCB廃棄物及び使用中のPCB含有電機器類が広範囲に散逸し、又は災害廃棄物中に他の廃棄物とともに混在している。

このため、PCB廃棄物の破損・漏れ等の事案やその他の災害廃棄物に係る適正管理、適正処理について技術的助言を行うとともに、災害廃棄物の確実かつ適正な処理等に係る検討を行う。併せて災害廃棄物の処理が行える者を選定できるシステムを作成する。

2. PCB等有害廃棄物適正処理推進事業

(1) 環境省等PCB関連調査業務

環境省等政府機関が調達するPCB関連調査委託業務等につき、積極的に受注を図る。今年度の調達案件としては、以下のような調査業務を予定している。

1) PCB廃棄物処理技術の評価及び基準化

申請されたPCB廃棄物の新処理技術について、実証試験結果等により評価を行い、評価書を作成する。また、評価を終了した技術について基準化等の検討を行う。

2) 微量のPCBを含む廃棄物の処理方法等調査

微量のPCBに汚染された変圧器等及びその他の微量PCB汚染物等に関する処理方法を調査するとともに、処理技術に関する実証試験を実施し、処理の方策等を検討する。

なお、微量PCB汚染廃電気機器等については無害化処理認定申請の審査に係る検討を行う。

3) 処理困難なPCB廃棄物の適正処理モデル事業

処理困難なPCB廃棄物の実態把握及び処理技術等に関する調査を行うとともに、モデル事業を実施し、処理に必要な手順や処理に当たっての課題をとりまとめ、処理困難なPCB廃棄物の安全かつ確実な処理に必要な取り組みを検討する。

- (2) 日本環境安全事業（株）PCB処理施設関連支援業務
日本環境安全事業（株）の以下のような業務につき、引き続きその支援に取り組む。
- 1) PCB検討委員会関連業務
日本環境安全事業（株）が行うPCB廃棄物処理事業検討委員会及び地域部会・技術部会等の資料作成等の支援を行う。
 - 2) 操業改善等検討支援業務
日本環境安全事業（株）各事業所における災害トラブルの再発防止活動等の推進に関する技術支援を行う。
 - 3) 処理困難機器等対応検討調査業務
PCB処理施設で処理が困難なPCB廃棄物（漏洩機器を含む）及び運転廃棄物等の処理方策の検討を行う。
 - 4) 現場洗浄方法検討調査業務
保管現場で解体等の対応が必要となる機器の処理を促進させるための現場洗浄方法の検討を行う。
- (3) PCB廃棄物適正保管支援業務
PCB廃棄物の保管者に対して、保管物の判別（PCB、微量PCB、非PCB）並びに漏洩物等についての応急対策等の役務を提供し、PCB廃棄物の適正保管を支援する。
- (4) 有害廃棄物処理技術に関する調査研究
PCBをはじめとする有機塩素系廃棄物やアスベスト等の有害廃棄物の処理に関する技術情報を収集整理し、関係者に提供する。さらに有害廃棄物の処理を促進するための調査研究、啓発等の活動を行う。
なお、アスベスト廃棄物については無害化処理認定申請の審査及び各種無害化処理技術の基準化等の検討を行う。

V その他関連業務

1. 廃棄物処理センター等全国担当者会議の開催

不法投棄支障除去、産業廃棄物処理業優良化推進事業、微量PCBへの取り組みの事例発表及び廃棄物処理センター等の整備促進に係る情報交換のため全国の産業廃棄物行政担当者による会議を開催する。

2. 情報提供業務

(1) ウェブサイト「産廃情報ネット」の運用

平成12年に産業廃棄物に関する総合サイトとして立ち上げた「産廃情報ネット」を運営し、排出事業者及び処理業者に役立つ情報を発信する。

(2) 産廃振興財団NEWSの発行

・産業廃棄物に関するニュース、行政情報や技術情報等に関する特集、トピックス等を掲載した機関誌「産廃振興財団NEWS」を年4回発行する。